



鴻環資組計発第26号
平成26年8月28日

鴻巣行田北本環境資源組合新施設建設等検討委員会
委員長 様

鴻巣行田北本環境資源組合
管理者 工藤 正司



一般廃棄物処理基本計画等の策定及び新たなごみ処理施設建設候補地の選定
について（諮問）

鴻巣行田北本環境資源組合新施設建設等検討委員会条例（平成26年5月9日条例
第5号）第2条の規定により、下記のことについて、貴委員会の意見を求めます。

- 1 一般廃棄物処理基本計画の策定について
- 2 広域化方針の策定について
- 3 新たなごみ処理施設の建設候補地の選定について

諮問理由

1 はじめに

鴻巣市、行田市、北本市（以下「構成市」という。）では昭和59年より小針クリーンセンター及び埼玉中部環境センターで焼却処理を行っています。

どちらも建設後30年を経過しており、安定したごみ処理サービス提供のためには新たな施設の建設が必須です。

そのため、3市では、平成25年5月7日にごみ処理広域化の推進に関する基本合意書を締結し、共同でごみ処理を行うことについて協議を開始しました。

2 一般廃棄物処理基本計画及び広域化方針の策定について

一般廃棄物処理基本計画及び広域化方針の策定に当たっては、広域的かつ長期的な視野に立ち、既存施設の活用（ストックマネジメント）や民間経営手法（PFI等）の導入など、地域において安定的かつ社会経済的に効率的な廃棄物処理システムの構築を進めていかなければなりません。

構成市の市民一人1日当たりごみ排出量は、減量化及び資源化施策の推進に伴い減少傾向にあり、今後予想される構成市の人口減少も併せ、新施設にて受入れが必要となるごみの総量は漸減していくものと考えられます。

また、新施設には、東日本大震災及びその後の原子力発電所事故への対応を受け、地球温暖化防止及び省エネルギー・創エネルギーへの取組みへの配慮や、災害廃棄物を円滑に処理する能力及び地域の防災拠点としての役割が求められています。

今後、さらなるごみの減量化及び資源化を進めるためには、ごみに対する当事者意識を排出者がきちんと持ち、入口からごみの発生・排出を抑える暮らしや事業活動を意識し行動する仕組みが必要です。併せて、排出された資源をできるだけ効率的に再利用していくことも課題となります。

また、現状、構成市間で異なっているごみ処理ルールを取扱いについては、広域化の方向性の観点などから、考え方を整理する必要があります。

事業系ごみの排出については、事業者が自らの責任で適正に処理するという原則を踏まえ、事業者自身による適正処理の取組みに対し、支援強化を図る必要があります。

3 新たにごみ処理施設の建設候補地の選定について

新たにごみ処理施設は、基本合意に基づき鴻巣市内に建設することとされております。

建設候補地選定に当たっては、遅延・迷走が事業全体の不信・不満に繋がることを十分に留意しなければなりません。

構成市の市民、特に候補地周辺の住民にとって「合理性」、「公平性」及び「透明性」等の確保を重視し、市民の理解を得られるよう配慮をする必要があります。

ついては、これらの状況を踏まえつつ、諮問事項についてご検討いただきたく、貴委員会の意見を求めます。